



マイナンバー(個人番号)制度が始まりました

○10月中旬から住民票を有するすべての方に、個人番号(マイナンバー)が通知カードとして簡易書留で送付されます



マイナンバーは、平成28年1月から国の行政機関や地方公共団体などにおいて、社会保障、税、災害対策の分野で利用されます。
(例) 医療保険の給付請求、税務署に提出する確定申告書、防災・災害対策に関する事務など。

マイナンバーは一生使うものです。通知カードは、紙幣と同様の偽造対策を講じています。なお、紛失等により通知カードを再発行する場合は、手数料がかかりますので大切に保管してください。

《平成28年1月以降に個人番号カード(マイナンバーカード)の交付が始まります》

マイナンバーカードは、希望者ご本人による申請により、交付されます。

マイナンバーカードは、公的な身分証明書として利用できます。また、電子証明書が付いているほか、住民票等のコンビニ交付にもご利用いただけます。

《マイナンバーカードの申請方法》

マイナンバーカードの交付申請には次の3つの方法があります。

①郵送による申請

個人番号カード交付申請書に顔写真を貼り、署名又は記名・押印して郵送。

※通知カードと個人番号カード交付申請書は一体の書式となっています。切り取り線からは上は通知カードとなっていますので大切に保管ください。

②スマートフォンでの申請

スマートフォンのカメラで顔写真を撮影し、交付申請書のQRコードから申請。

③パソコンからの申請

デジタルカメラで顔写真を撮影し、交付申請用のWEBサイトから申請。

○マイナンバー制度の開始に伴い、住民基本台帳カード(住基カード)の交付および電子証明書の発行が終了します

住基カードの交付は、12月25日(金)午後5時で終了します。

それまでに交付された住基カードについては、有効期間が終了するまでご利用いただけます。

《電子証明書の住基カード登録終了》

住基カードを使用した電子証明書の発行は、12月22日(火)午後5時で終了します。

それまでに電子証明書を登録した住基カードについては、有効期間が終了するまでご利用いただけます。

また、マイナンバーカードについては、始めから電子証明書が付いています。

○住基カードでの印鑑登録は12月25日まで

住基カードへの印鑑登録は、12月25日(金)午後5時で終了します。

それまでに交付された住基カードに登録された印鑑登録については、有効期間が終了するまでご利用いただけます。また、従来の印鑑登録証も引き続き利用できます。

《住基カードへの印鑑登録はお早めに》

平成28年1月以降、新規に印鑑登録をする場合は、従来の印鑑登録証または、マイナンバーカードへの登録となります。マイナンバーカードは即日交付ができないため、後日発行となります。

印鑑登録を希望される方は、無料期間である12月25日(金)までに、住基カードへの印鑑登録をお勧めします。

住基カードに印鑑登録をされた方は、1月以降にマイナンバーカードに異動することができます。

○マイナンバーカード申請に関する相談窓口

平日にマイナンバーカードに関する相談ができない方は、次の日程で相談窓口を開設します。

①10月25日(日)

②11月毎週日曜日

※時間はいずれも午前9時～11時30分

※11月号では、通知カードおよび個人番号カードについてご紹介します。

▼問合せ 住民生活課 住民年金係

☎ 6908